

【 建設交通部 】

件 名	府営住宅における近隣住民による迷惑行為への指導について
申立概要 【受理 7.3.28】	近隣住民が行った度重なる暴力的な違法行為について、住宅課に文書指導を行うよう求めたが、刑事事件は警察の管轄であるとして文書指導を行わなかった。住宅課が指導を行うよう、事実確認の上、提言してほしい。
確認事項 【通知 7.5.23】	迷惑行為に係る指導依頼については、他の入居者の迷惑となる不用意な行動は行わないよう、指導済みである。また、深夜・早朝等における騒音・徘徊についての注意文書も掲示した。 通路等への駐車に係る指導依頼については、通行の妨げとなるような場所には駐車せず、然るべき場所に駐車するよう指導済みである。 迷惑行為による退去警告の要望については、出動した警察から、刑法及び京都府迷惑行為等防止条例違反行為はなかった旨を確認したが、他者の迷惑となる行為は行わないよう指導済みである。